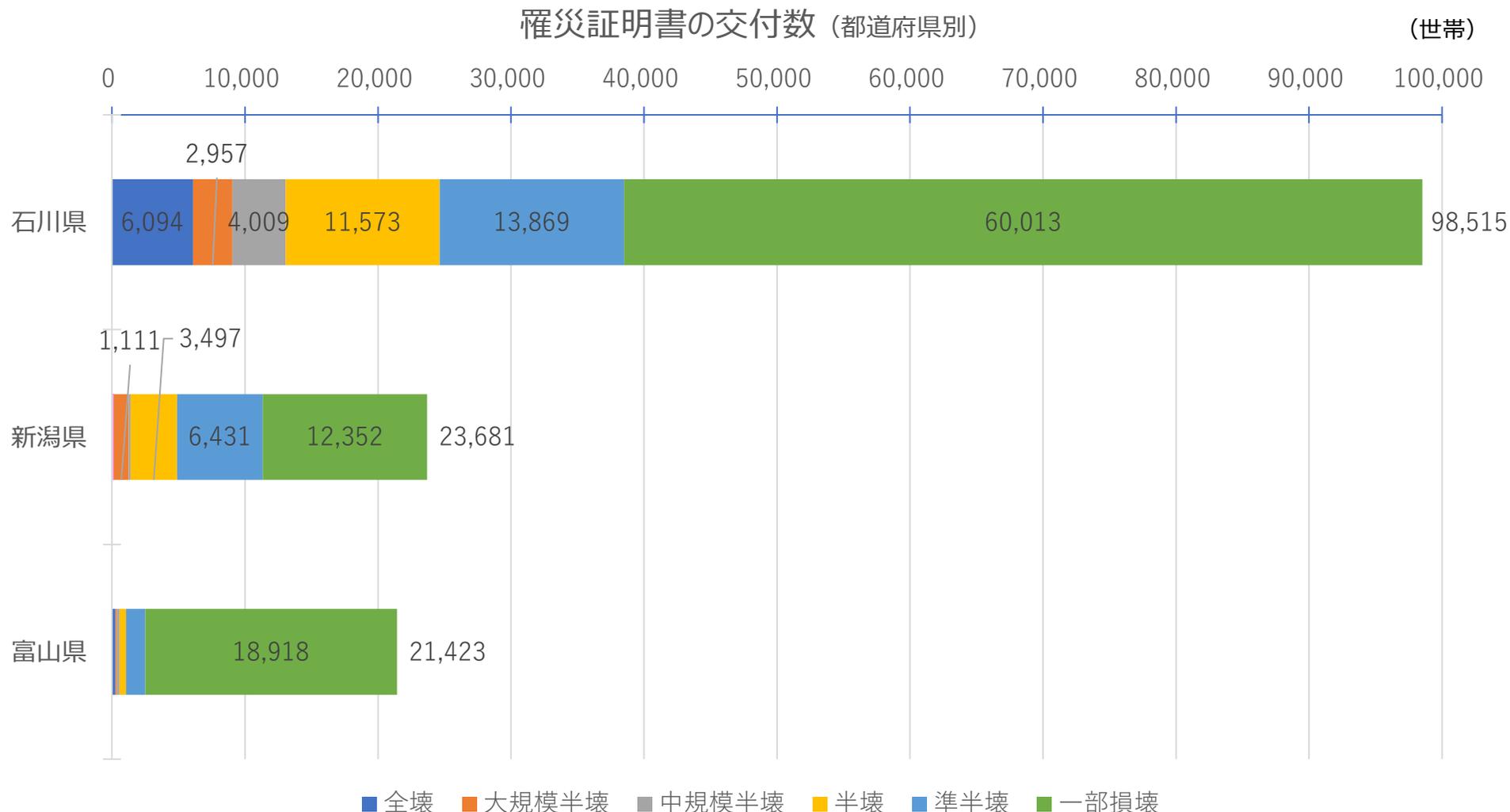


# 令和6年能登半島地震における現状、課題

# 罹災証明書の交付数と被害区分（都道府県別）

○ 令和6年能登半島地震における罹災証明書の交付数は、石川県で約9万9千件（うち全壊約6千件）、新潟県で約2万4千件、富山県で約2万1千件となっている。



※災害救助法適用市町村を集計

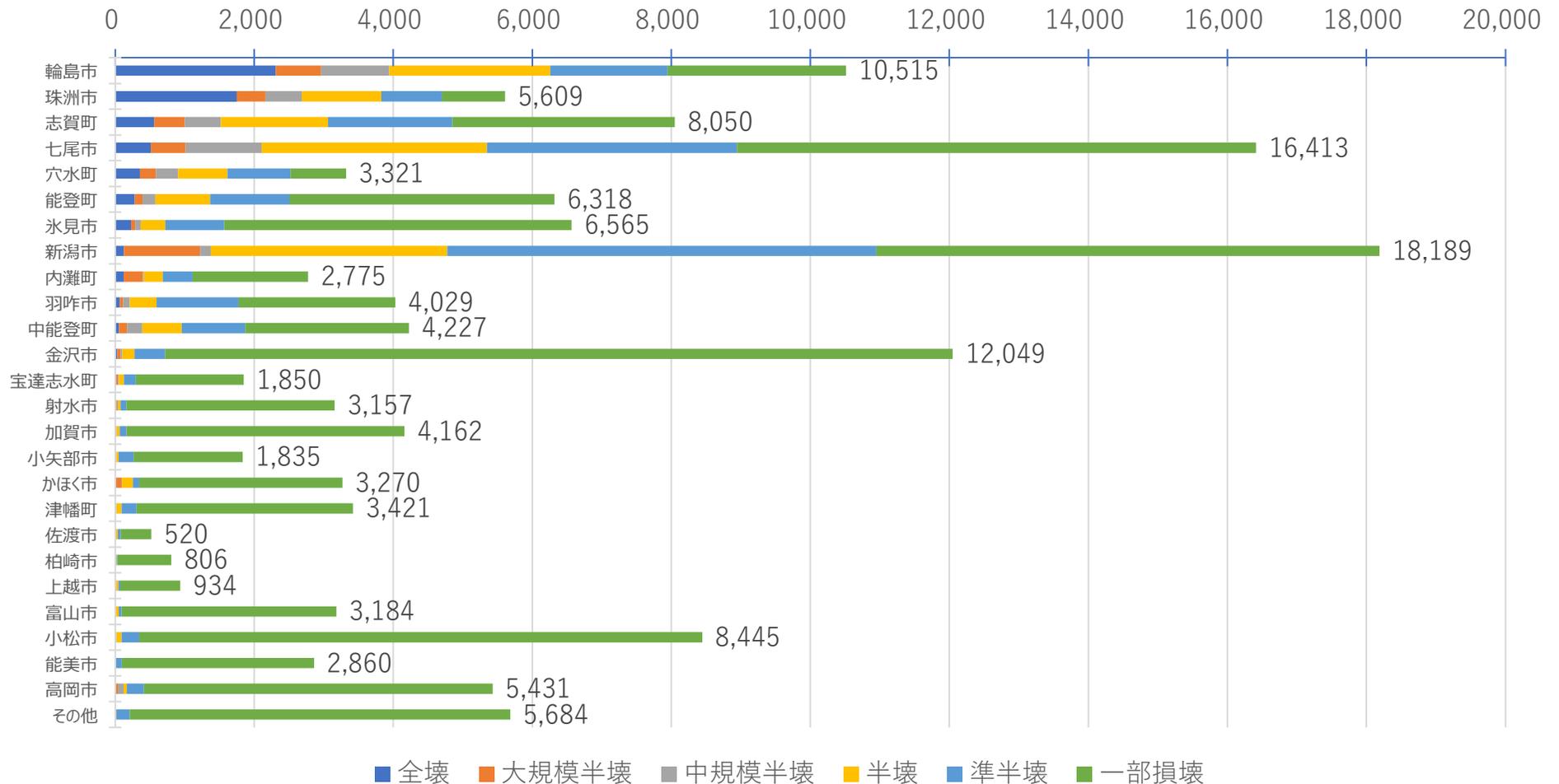
※数値は、石川県が令和6年12月11日時点、新潟県及び富山県が令和6年9月2日時点の速報値

# 罹災証明書の交付数と被害区分（市町村別）

○ 令和6年能登半島地震における罹災証明書の交付数は、輪島市で約1万件（うち全壊約2千件）、新潟市で約1万8千件（うち全壊約100件）などとなっている。

罹災証明書の交付数（市町村別）

（世帯）



※災害救助法適用市町村を集計

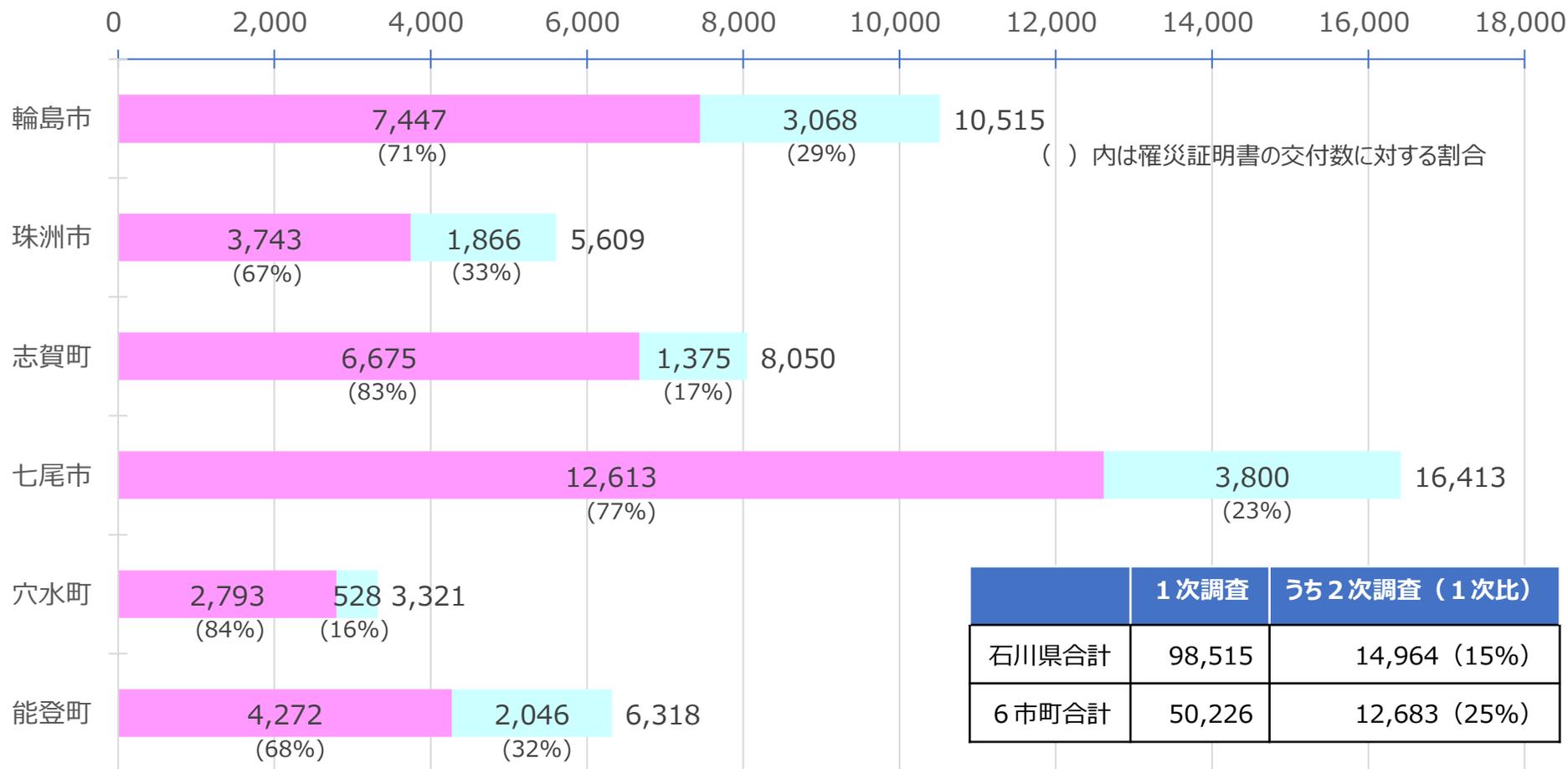
※数値は、石川県が令和6年12月11日時点、新潟県及び富山県が令和6年9月2日時点の速報値

# 1次調査と2次調査の件数（能登半島北部6市町）

○ 能登半島北部6市町における1次調査と2次調査の件数は以下の通り。

罹災証明書の交付数（能登半島北部6市町別）

（世帯）



■ 1次調査 ■ 2次調査

※ 数値は令和6年12月11日時点の速報値（石川県による各市町への聞き取り）

※ 1次調査件数は罹災証明書交付件数とした。

# 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループでの指摘

## ○令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書) (令和6年11月)

### 5. 住まいの確保・まちづくり

#### 5-①. 被害認定調査と罹災証明書交付の迅速化

##### ○リモート判定等の積極的な活用と応援体制の確保による迅速な被害認定調査の実施

###### 【現状と課題】

・ 罹災証明書の交付に係る事務については、これまでの災害においても対口支援チームの派遣により支援が行われてきたところであるが、能登半島地震では、道路や宿泊施設が被災し、被害認定調査に必要なマンパワーの確保が難しかったことから、現地での支援に加え、遠隔地の自治体リモートで支援を行った事例があった。

例えば、珠洲市では、調査が遅れていた地区を中心に、ドローンにより撮影した写真により、熊本市の協力を得て、熊本市役所からリモートで約300棟の被害認定調査を実施した。また、輪島市では、被災建築物応急危険度判定の写真・調査結果を活用し、東京都及び都内区市町村の協力を得て、東京都庁から「全壊」判定を実施した。

こうした支援により、現地調査が不要となったことから、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。

・ 新潟県では、発災前から県と県内市町村で相互応援協定を締結して「チームいがた」を組織し、業務リテラシーの向上等を目的として、平時から生活再建支援業務に係る研修を実施する等の取組を行っていた。また、被災者生活再建支援システムを県・市町村で共同導入していただくことで、生活再建支援業務の各ステップの一元的なマネジメント管理、タブレット端末等を用いた被害認定調査のデジタル化、地図情報の結合による罹災証明書の発行が可能となり、被災者支援を適切かつ漏れなく行うとともに、職員の負担が軽減されたとの報告があった。

・ 被害認定調査の2次調査や再調査の申請窓口において、調査を行った場合、被害区分が下がる可能性があることが強調して説明され、被災者が申請を躊躇してしまうことがあった。また、被害認定調査の調査票が、申請する際の目安となるが、その開示に時間を要する自治体も見られた。

・ 罹災証明書の発行からその後の各種支援策へつながるまで一元的に対応することができるよう、各被災自治体において被災者支援のための総合窓口が設置された。

・ 対口支援チームとして派遣された職員について、被害認定調査に不慣れな職員も多かった。

###### 【実施すべき取組】

・ 今回活用されたリモート判定等の具体的な事例を自治体に周知するなど、自治体が活用しやすい環境整備を行うことが重要である。

・ 罹災証明書は、仮設住宅の供与など、被災者支援の判断材料として幅広く活用されているため申請から交付に要する時間を可能な限り短くする必要がある。

可能な限り早く多くの人たちが生活を取り戻せるよう、罹災証明書の交付を迅速化させるため、引き続き対口支援チームの派遣により罹災証明書の交付事務の応援体制を確保するとともに、今回活用されたリモート判定による被害認定調査を行うことで、応援自治体が支援しやすい仕組みを整えることも

重要である。

・ 住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えることから、被害認定調査の2次調査や再調査の申請が可能であることや、調査票等を用いて判定結果の丁寧な説明を行うことについて、改めて周知すべき。

・ 被災された方に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を被災自治体や関係機関と連携して推進していくべき。

・ 被害認定調査に関する専門的知識及び経験を有する職員を多く育成できるよう、平時からの研修等を更に充実させることが重要である。



リモート判定の様子

##### ○ドローンや航空写真の活用による迅速な被害認定調査の実施

###### 【現状と課題】

・ 珠洲市では、ドローンにより撮影した画像を活用した被害認定調査が行われたほか、輪島市では、朝市通り周辺地区において、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定が実施され、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。

・ 被災前後の航空写真の活用により被災の状況を迅速に確認するためには、被災前における航空写真の最新性を確保することが課題である。

###### 【実施すべき取組】

・ ドローンを活用した被害認定調査や、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定など、被害認定調査の迅速化の取組を引き続き行うべきである。

なお、ドローンの活用には、航空法に基づき飛行許可・承認申請手続が必要な場合があることに留意する必要がある。また、ドローンを保有する団体や事業者との連携に当たっては、平時から災害協定等を締結しておくことで、より迅速な体制の構築につながるため、自治体において検討を進めるべきである。

・ 航空写真の活用には、被災前後の比較ができるよう、平時からの航空写真の整備・更新が重要であるとともに、発災後に速やかに航空機による写真撮影を実施できる体制の確保が必要である。

##### ○民間団体との連携等による罹災証明書交付の早期化

###### 【現状と課題】

・ 日本損害保険協会では、能登半島地震発生を受け、地震保険の迅速な損害調査・保険金支払に向けた対応の一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施し、「全損地域」等の認定をするなどの取組が行われた。

・ 建築士等が実施する被災建築物応急危険度判定や、損害保険登録鑑定人が実施する地震保険損害査定などと異なり、被害認定調査については、基本的に専門家ではない行政職員が実施している。

###### 【実施すべき取組】

・ 日本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討すべきである。さらに、専門性の確保及び自治体職員のマンパワーを補う観点から、被害認定調査を不動産鑑定士や建築士等の士業団体等に委任して実施することも検討すべきである。

・ 被害認定調査等について、被災建築物応急危険度判定を実施する専門家と連携するなど、効率的に実施するための方策を中長期的に検討していくべき。